

岐阜県消防操法大会審査員統一事項（小型ポンプ）

（平成 27 年 3 月 16 日現在）

I 行動審査

操法実施要領について、審査員の取り決め事項を次のとおり統一する。

※1 【 】は、該当する審査項目を示す

※2 文中の ④は指揮者、①は一番員、②は二番員、③は三番員

1. 共通

- (1) 任務分担外の操作はしない。②と吸管補助員は要注意。【任務分担外操作】
- (2) 審査項目の「その他【任務分担外操作】、【転倒】、【踏みつけ・落下・けとぼし・引きずり等】、【機関監視不適】、【経路不適】」は、それ以外の審査項目と重複して減点できる。
- (3) 集合時に②が集合線から出た場合、他の番員は線上または②にならなければ②以外の番員は減点なし。（ただし総合で評価する。）【整列不整一】
- (4) ホースの延長、伝達要領等は、ホースからおおむね1メートル以内をホースに沿って進む。【伝達要領不適】、【ホース延長要領不適】、【とび口搬送要領不適】、【経路不適】
- (5) 伝達（合図）と復唱が重複した場合は、重複した番員の減点。【復唱の不明確、誤り】、【伝達受領の不明確、誤り】、【受達不適】
- (6) 服装点検時の集合線上での足位置の補正は多少のことは認める。【服装点検不適】

2 指揮者

- (1) （開始報告）【報告の不明確、誤り】は、5メートルの報告位置及び報告要領を含む。

- (2) (想定)【指揮位置の不適】は、開始報告から戻った集合指揮位置。
- (3) (監視)【指揮位置不適】は、筒先交替後の火点指揮位置と火点監視が含まれる。
- (4) (放水中止)【号令の不明確、誤り】は、要領を含む。
 (監視不適)は、要領を含む。また、行動監視、とび口をたてた確認、火点監視の三点監視が必要。
- (5) (収納)【号令の不明確、誤り】に号令の要領を含む。【確認不適】は、進行方向に発進する要領を含む。また、行動監視、筒先背負い確認、行動監視の三点監視が必要。
- (6) (終了報告)【不明確、誤り】は、報告要領及び集合指揮位置不適を含む。
- (7) (解散)【号令の不明確、誤り】は、敬礼などの要領を含む。
- (8) 行動監視の頭を振る動作は、号令後の動作を審査対象とする。
 【監視不適】
- (9) 集合指揮位置は、目安として伝令停止線から30cm火点側に⑩のかかちがあることになるが、10cm程度の誤差は認める。【指揮位置不適】
- (10) 筒先を背負う位置は、筒先延長線から左右の足が水利側とする。
 【筒先搬送要領不適】
- (11) 【筒先搬送要領不適】と【第3ホース搬送要領不適】は重複する部分があるが、該当項目で減点する。
- (12) 「放水はじめ」の合図は、①が第三結合部で姿勢を正した後とする。【合図の不明確】
- (13) 余裕ホースは、多少のねじれは許容範囲とする。(後方におおむね1メートルの注水補助場所(直線)がない場合は減点する。)
 【余裕ホース確保不適】

3 指、1番員共通

- (1) ホースの引きずりは金具部分が移動した場合とする。【引きず

り】、【余裕ホース確保不適】、【第1ホース延長要領不適】、【第2ホース延長要領不適】

- (2) 筒先・ホースの結合は1回で行う。【結合要領不適】
- (3) ホース展張は左右50cm程度を許容範囲とする。【ホース展張要領】
- (4) 放水時の筒先位置は、放水停止線から後方10cmまでは許容範囲。【筒先位置不適（停止線無視）】
- (5) ④【注水姿勢不安定】①【注水姿勢不安定】は、右手が腰から離れたり足が動く場合及び放水が1メートル以上ぶれる場合に減点する。

4 1 番員

- (1) (定位)【位置不適】は、発進、停止の要領を含む。
- (2) (第一線延長)【復唱の不明確、誤り】は、「放水はじめ」の復唱の言葉を対象とし、復唱後回れ右をして発進してから伝達の右手を下ろすまで【伝達要領不適（始め）】とし、その後回れ右をして発進し「伝達終わり」と合図するまでを【伝達要領不適（終わり）】とする。
【合図の不明確、誤り】は、「放水始め」と「伝達終わり」の言葉を対象とし、動作は要領の審査とする。
- (3) (放水中止)【排水操作不適】は、排水要領と筒先をたてる要領をいう。
- (4) 水利側余裕ホースの確保のため、ホース配意時にホースを後方に引いても引きずりとはみなさない。(第1ホース展張位置は集合線付近とは限らない。)【余裕ホース確保不適】
- (5) 第1ホース延長時に余裕ホースを引いた場合は、【余裕ホース確保不適】でも減点する。ポンプ結合部まで引っ張った場合は、【引きずり】を追加する。【第1ホース延長要領不適】
- (6) 【第1ホース延長要領不適】と【第2ホース搬送要領不適】は重複する部分があるが、該当項目で減点する。

5 1、2番員共通

- (1) ①及び②が伝達で③に相対できない場合は、①②の減点。【伝達要領不適】。
- (2) ①②が指①の「一步後方にいたる」場所は、指又は①のおおむね後方（①から1メートル以内）、支障のある場合は立てる位置を確保して一步の間隔をとる。（総合で減点） 【伝達要領不適】
- (3) この場合、ホースの移動で放水が、ぶれた場合は筒先員の減点となる。【指注水姿勢不安定】

6 2番員

- (1) （定位）【位置不適】は、発進、停止の要領を含む。
- (2) （第1線延長）【吸管投入操作不適】は、吸管結合補助要領を含む。【ひかえ綱結着不適】は、吸管投入後～結着までの要領を含む。【枕木取付け不適】は、結着後～バンド取付けまでの要領。
- (3) （放水中止）【伝達要領不適（水利側）】は、伝達線外伝達を含む。
- (4) 定位は、器具配置の中心線の延長がつま先からかかどにくることを目安とする。【位置不適】
- (5) 移動経路は要領の図に示されたとおり。（第二結合部付近、火点余裕ホース後部付近）【経路不適】を付加
- (6) とび口の操作は両手で行う。（腕の交差可）【とび口搬送要領不適】【伝達要領不適（水利側・火点側）】【とび口収納不適】
- (7) 破壊地点は、①の左足つま先（放水停止線）を基準とする。（①が停止線を出た場合を除く）左足の誤差は10cmまでとする。【とび口位置不適】

7 2、3番員共通

- (1) 吸管伸長時に吸管が地面についた場合は、【落下】も併せて減点する。【吸管伸長操作不適】

- (2) 吸管伸長後、吸管をその場に置くときの音は、多少のことは認める。【吸管伸長操作不適】
- (3) 吸管結合後、②はストレーナー側に重心をかけるが、③はどちらでもよい。

8 3番員

- (1) (定位)【位置不適】は、発進、停止の要領を含む。
- (2) (第一線延長)【吸管投入補助要領】は、吸管結合要領を含む。【揚水操作不適(機関運用)】は、投入補助後、ポンプ方向に向きを変えて発進してから揚水操作を行う(姿勢を正すを含む)までの要領を含む。【放水開始の受達不適】は、送水要領を含む。
- (3) (放水中止)【受達不適】は、右手を下ろすまで。【放水停止要領不適】は、放口側へ左足を一步踏み出すところから姿勢を正すまで。
- (4) ③送水時のホース金具が大きく動く場合は【引きずり】とともにダブル減点。【放水開始の受達不適】
- (5) 余裕ホース配意時に送水に支障のあるホースのよじれを修正してはならない。ただし、第1結合部から伝令停止線までは可とする。(送水に支障のあるよじれを修正した場合は【任務分担外操作】でダブル減点また、金具が動けば【引きずり】も追加減点する。)【余裕ホース配意不適】
- (6) ノズル閉鎖時に規定圧力以上となった場合、スロットル操作で調整しなければ【放水停止要領不適】、また、機関監視していないとみなし【機関監視不適】も減点する。なお、標的を倒した後は圧力を下げてはいけない。【放水開始の受達不適】
- (7) 【機関監視不適】は、揚水操作、送水操作、放水停止の他、要領には明記されていないが、ノズル閉止時を含め4回の確認が該当する。

9 吸管補助員

- (1) 吸管補助員は操法の当初と最後は水槽の後方に位置し、「操作始め」以後移動可とする。これに反しても減点はしないが注意する。
- (2) 吸管補助員は、②の枕木取り付け時には手を明確に離す。また、ひかえ綱に触れない。これに反した場合は、各操作の対象番員の【任務分担外操作】で減点する。

II 総合審査員の留意事項

総合審査員は、離れた位置から全体を見るため番員行動の詳細はチェックできない（例えば、集合線上の判定）が、操法要領をよく理解して番員の行動要領で不適があれば総合から減点する。

特に、操作要領の長い項目（例えば、筒先員交替、吸管投入、放水開始受達）は、行動審査員が2回以上減点できないので、総合審査員が判断する。

III 行動審査員の留意事項

- 1 同じ減点項目での減点は1回に限る。それを理由に他の項目で減点しない。ただし、第1ホース延長時に余裕ホースを引いたために【余裕ホース確保不適】でダブル減点される場合を除く。
- 2 番員の操作を確認できる位置まで移動すること。（遠目での確認は疑惑の元）
- 3 審査表の器具愛護に係る減点は、該当項目（踏みつけ、落下、蹴飛ばし、引きずり等）を丸で囲む。